

西蒲民商ニュース

2024年 6月24日号

西蒲区巻甲2573の5

TEL 0256・72・3372

FAX 0256・72・3321

婦人部などの運動が実る

白色専従者らに給付

金を支給!

6月から始まる定額減税(一人4万円)で、白色専従者と青色申告の事業専従者の一部が対象外になっていました。

5月末に開かれた参議院財政金融委員会では、日本共産党参議院議員・小池晃さんが質問。

内閣官房の事業企画室次長は、

「定額減税しきれない給付金は、事業専従者も含めて対応できるように給付する」と答弁し、白色事業専従者などにも定額減税の道が開かれ、全商連・民商婦人部は、引き続き家族の働き分を認めない「所得税法56条の廃止」を求めて運動していきます。

【定額減税・6月分給与のイメージ】

6月分の給与			
支給		控除	
月給	200,000	社会保険	30,000
		雇用保険	1,400
		所得税	0
		控除前税額	5000
		定額減税	▲5000
		住民税	0
		控除合計	31,400
	200,000	差引支給額	168,600

西蒲民商総会に参加を

○7月6日、夕方5時

○西蒲民商事務所2F

○懇親会「ちから」(巻駅前)

三千元会費

会員であれば誰でも参加できます。

税金問題で設備業者が入会

西蒲区のAさんは、一人親方の設備業者ですが、税金や国保が高くて困っていました。知人の紹介で民商に相談し、通信費や水道光熱費、原価償却費などが計上されていないことがわかり、民商に入会し自主計算・自主申告を行う事にしました。

【確定申告後の注意点】

◎税務調査について

確定申告後に税務署は、調査を行う場合があります。

税務調査は、

①事前通知②調査日③所得税、消費税等調査の税目④調査年度⑤調査理由等11項目を納税者に通知する必要があります。税務調査があったら役員や民商に連絡をしましょう



今、巻税務署は消費税の無申告者や控除などの間違いなどで呼び出しや更正を行っています。西蒲民商にご相談下さい。

